



令和7年度

お茶の水女子大学全学評価

自己評価書

令和8年3月



お茶の水女子大学
Ochanomizu University

目次

I	大学の現況、目的及び特徴	5
II	基準ごとの自己評価	8
領域 1	教育研究上の基本組織に関する基準	8
基準 1-2	教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること	8
基準 1-3	教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること	10
領域 2	内部質保証に関する基準	12
基準 2-1	【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	12
基準 2-2	【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること	17
基準 2-3	【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること	23

基準 2 - 4	教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること	27
基準 2 - 5	組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること	29
領域 3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	35
基準 3 - 1	財務運営が大学等の目的に照らして適切であること	35
基準 3 - 2	管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること	37
基準 3 - 3	管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	41
基準 3 - 4	教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること	44
基準 3 - 5	財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること	46
基準 3 - 6	大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	49
領域 4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	50
基準 4 - 1	教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	50
基準 4 - 2	学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	55
領域 5	学生の受入に関する基準	64

I 大学の現況、目的及び特徴

I 現況	
(1) 学部名	お茶の水女子大学
(2) 所在地	東京都文京区大塚
(3) 教育研究上の基本組織	学士課程：文教育学部、理学部、生活科学部、共創工学部 大学院課程：人間文化創成科学研究科博士前期課程、博士後期課程
(4) 学生数及び教員数 (令和7年5月1日現在)	学部： 2079 名、大学院： 822 名 専任教員数： 207 名
II 大学等の目的	
<p>(1) 大学の目的</p> <p>お茶の水女子大学は、明治8（1875）年に設置された東京女子師範学校を前身とし、昭和24（1949）年に新制大学として発足した。その際に、大学の目的として「広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究し、道徳的及び応用的能力を養い、もって社会の諸分野における有為にして教養高き女子を養成し、併せて文化の進展に寄与すること」を学則に掲げ、平成16（2004）年の国立大学法人化に当たっても、本目的を継承している（出典：国立大学法人お茶大の水女子大学学則第1条）。</p> <p>第4期中期目標期間（令和4～9年度）においては、法人化以来のミッションである「学ぶ意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現の場として存在する」を引き続き堅持し、「すべての女性とその年齢・国籍等にかかわらず、個々人の尊厳と権利が保障され、自身の学びを深化させ、自己の資質能力の開発に主体的にチャレンジすることを支援していく」ことを本学の基本的な目標としている。（出典：国立大学法人お茶の水女子大学 第4期中期目標 前文）</p>	
<p>(2) 学部・研究科の目的</p> <p>大学の目的及びミッションのもとに、各学部・研究科の目的を以下のとおり定めている。</p> <p>【文教育学部】</p> <p>人文・社会科学系の学問を中心に、講義、演習、実験、実習等の多様な授業を通じて、学術研究のための確かな基礎と、国際的に通用する問題発見能力、情報処理能力、問題解決能力、コミュニケーション能力を備えた人材を養成することを目的とする。（出典：国立大学法人お茶の水女子大学学則第</p>	

4条1項)

【理学部】

理学の基礎知識を修得し、大学院において高度な教育を受けるための能力を有する人材及び理学の基礎知識を活用し社会の多様な分野において主導的役割を果たすことができる人材を養成することを目的とする。(出典：国立大学法人お茶の水女子大学学則第5条1項)

【生活科学部】

自然・人文・社会科学的教養に基づき、人間と生活についての総合的な学識を身に付け、生活者の立場から、社会で活躍できる優秀な人材を養成することを目的とする。(出典：国立大学法人お茶の水女子大学学則第6条1項)

【共創工学部】

多様性を包摂し持続可能で豊かな文化を有する社会の実現に向け、工学と人文学・社会科学の協働の意義を理解した上で、人間中心の新しい技術や文化を共創できる人材を養成することを目的とする。(出典：国立大学法人お茶の水女子大学学則第6条の2)

【人間文化創成科学研究科】

本学の目的使命に則り、高度の専門学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。(出典：国立大学法人お茶の水女子大学大学院学則第2条)

【人間文化創成科学研究科（博士前期課程）】

広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。(出典：国立大学法人お茶の水女子大学大学院学則第4条1項)

【人間文化創成科学研究科（博士後期課程）】

高度の専門研究及び専門諸分野の基礎に立つ高度の学際的総合研究を行うに必要な創造的能力を育成し、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。(出典：国立大学法人お茶の水女

Ⅲ 特徴

(1) 本学の沿革

お茶の水女子大学の歴史は、明治8（1875）年の東京女子師範学校創立に始まり（明治41年に東京女子師範学校と改称）、わが国最初の国立の女子高等教育機関として道を切り拓き、日本初の女性博士となった保井コノや黒田チ力をはじめとする多くの教育者・研究者を育てた。昭和24（1949）年に新制の女子総合大学（文学部、理家政学部の2学部）として発足し、文教育学部、理学部、家政学部（現生活科学部）の3学部構成となって以降も、数多くのグローバルに活躍する女性リーダーを輩出してきた。昭和38（1963）年に大学院修士課程を設置、昭和51（1976）年には博士課程（人間文化研究科）を設置し、平成9（1997）年に全学で単一の学際型大学院人間文化研究科（博士前期課程、後期課程）を設置、平成19（2007）年には大学院人間文化創成科学研究科へと改組した。令和6（2024）年には未来の社会を牽引できる工学知を持った女性リーダーの戦略的育成を展望し、共創工学部を設置し、4学部構成（文教育学部、理学部、生活科学部、共創工学部）となった。

(2) 本学の特徴

お茶の水女子大学は、平成16（2004）年の国立大学の法人化に際して「学が意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現の場として存在する」というミッションのもと、世界中すべての女性たちの夢の実現を目標に掲げ、国内外で活躍する女性人材を輩出してきた伝統と実績を基盤として、性別、年齢、人権、国籍、文化、宗教など異なる背景を持つ多様な人々と互いの違いを認め合い尊重しながら、より良き社会の実現に寄与することを、本学の果たすべき役割として取り組んできた。

第4期中期目標・中期計画においては、Society5.0の実現や「持続可能な目標（SDGs）」の達成のために不可欠な要素として、数理・データサイエンス、AI等の科学技術のみでなく、哲学、歴史など人文社会学を含む「総合知」を持ち、社会を変革する女性人材の育成を推進している。さらに、本学の長年にわたるジェンダー及びグローバルリーダーシップに関する研究・教育・実践の蓄積を背景として、本学が拠点となって我が国のジェンダード・イノベーションを牽引し、その実績に基づく産官学の協働によるダイバーシティインクルージョン実現のための社会貢献に取り組んでいる。

また、本学のミッションに則った世界の女子高等教育の発展・支援のため、平成14年度からアフガニスタン女子教育支援を開始した。平成18年度には途上国女子教育支援へと取組を拡大し、国際社会における様々な立場の女性への支援を行い、平和な社会の構築と文化の発展に貢献している。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること 【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと 【評価手順】 <全学> ・全学の観点から、教員の年齢及び性別等の構成を職階別に確認する。	・教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）【R7.5.1現在】		
	・資料1-2-2_教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）【R7.5.1現在】		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
[活動取組1-2-A] ・本学は、社会に対するモデルケースとしてワークライフバランスの推進や女性の役職者への登用等の推進に貢献できるよう、第4期中期計画において、女性の教員比率を令和9年度までに49%とする意欲的な評価指標を掲げ、「男女共同参画宣言」における基本方針や「次世代育成支援対策行動計画及び女性活躍推進対策行動計画」の下、各種支援を実施している。 ・本学の取組の成果として、令和6年度の本学の女性教員比率は44.7%であり、国立大学協会が実施する調査（「国立大学における男女共同参画推進の実施に関する	・資料1-2-A-01_役職者における女性教員比率（順位込み）【R7.5.1現在】		
	・資料1-2-A-02_WLB（ワークライフバランス）推進活動【R7.5.1現在】		
	・資料1-2-A-03_国立大学法人お茶の水女子大学男女共同参画宣言【R7.5.1現在】		
	・資料1-2-A-04_次世代育成支援対策行動計画及び女性活躍推進対策行動計画【R7.5.1現在】		

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること
 【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
第21回追跡調査報告書（令和7年2月）において、国立大学法人中2位を獲得している。 ・さらに、役職者の女性比率は令和6年度時点で47.1%であり、第5次男女共同参画基本計画における30%の同目標値を大きく上回るものである。	・資料1-2-A-05_国立大学法人お茶の水女子大学における法人経営人材の育成方針について【R7.5.1現在】		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（各部局においてご判断ください）			
<p style="color: red;">■基準を満たす</p>			
【優れた成果が確認できる取組】			
活動取組1-2-Aについて、本学の、男女共同参画社会の実現に資する取組の推進やライフスタイルに応じた研究者支援、女性研究者支援の成果として、教員における女性比率は44%を超え、適切な比率となっている。さらに、役職者における女性比率は47%を超えており、第5次男女共同参画基本計画における目標値（30%）を達成するものである。			
【改善を要する事項】			

基準 1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

基準 1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>【分析項目 1-3-3】 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・教育研究活動について全学的に審議し又は実施する組織については、構成、責任体制及び審議事項、権限委任事項等を確認する。 ・規定上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。 ※教育研究活動について全学的に審議し又は実施する組織とは、教育研究評議会を指す。</p>	<p>・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-3）【評価実施前年度（R6年度）】</p>		
	<p>・資料1-3-3_規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-3） 【規定上の開催頻度と前年度（R6）における開催実績】</p>		
	<p>・運営規定等【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料1-3-3-01_国立大学法人お茶の水女子大学教育研究評議会規則【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料1-3-3-02_国立大学法人お茶の水女子大学全学教育システム改革推進本部規則【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料1-3-3-03_国立大学法人お茶の水女子大学全学教育システム改革推進本部本部会議規程【R7.5.1現在】</p>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください）			
■基準を満たす			

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること
【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

領域2 内部質保証に関する基準

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【全学評価における主担当】副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>【分析項目2-1-1】 大学の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「内部質保証体制」という。）を整備していること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・本学の内部質保証体制に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）が定められていることを確認する。 ・内部質保証体制において、教育研究活動等及び各教育課程について責任をもつ者（学部長や研究科長等。分析項目2-1-2との関連に留意）と上記責任者との情報共有の形態（委員会やセンターのような組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合には複数の組織名称を記載）を確認する。 ※内部質保証：「大学等が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を基に改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること」（大学改革支援・学位授与機構『高等教育に関する質保証関係用語集第5版』）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）【R7.5.1現在】 		
	<ul style="list-style-type: none"> 資料2-1-1_内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）【R7.5.1現在】 		
	<ul style="list-style-type: none"> 明文化された規定類【R7.5.1現在】 		
	<ul style="list-style-type: none"> 資料1-3-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則 15条 2項【R7.5.1現在】 		
	<ul style="list-style-type: none"> 資料2-1-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学における内部質保証に関する基本方針【R7.5.1現在】 		
	<ul style="list-style-type: none"> 資料2-1-1-02_国立大学法人お茶の水女子大学学長戦略機構規則【R7.5.1現在】 		
	<ul style="list-style-type: none"> 資料2-1-1-03_国立大学法人お茶の水女子大学室規則【R7.5.1現在】 		
	<ul style="list-style-type: none"> 資料2-1-1-04_国立大学法人お茶の水女子大学評価指針【R7.5.1現在】 		
	<ul style="list-style-type: none"> 資料2-1-1-05_国立大学法人お茶の水女子大学全学評価要項【R7.5.1現在】 		
<ul style="list-style-type: none"> 資料2-1-1-06_国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価要項【R7.5.1現在】 			
<ul style="list-style-type: none"> 資料2-1-1-07_国立大学法人お茶の水女子大学評価の観点実施基準【R7.5.1現在】 			
【分析項目2-1-3】	<ul style="list-style-type: none"> 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）【R7.5.1現在】 		

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【全学評価における主担当】副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること</p>	<p>・資料2-1-3_質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧(別紙様式2-1-3)【R7.5.1現在】</p>		
<p>【評価手順】</p>	<p>・明文化された規定類【R7.5.1現在】</p>		
<p><全学></p>	<p>・資料2-1-3-01_国立大学法人お茶の水女子大学における施設設備に関する自己点検・評価実施要項【R7.5.1現在】</p>		
<p>・施設及び設備（情報関連施設設備及び図書館を含む。）の質保証に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する。</p>	<p>・資料2-1-3-02_キャンパスマスタープラン2021検討会及び作業部会【R7.5.1現在】</p>		
<p>・学生支援の質保証に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する。</p>	<p>・資料2-1-3-03_国立大学法人お茶の水女子大学情報基盤センター規則【R7.5.1現在】</p>		
<p>・学生の受入に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する。</p>	<p>・資料2-1-3-04_国立大学法人お茶の水女子大学附属図書館運営委員会規程【R7.5.1現在】</p>		
<p>・本学の内部質保証体制と上記責任者との情報共有の形態（委員会やセンターのような組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合はすべてを記載）を確認する。</p>	<p>・資料2-1-3-05_国立大学法人お茶の水女子大学における学生支援に関する自己点検・評価実施要項【R7.5.1現在】</p>		
<p>・該当する体制（組織）の構成員を確認する。</p>	<p>・資料2-1-3-06_国立大学法人お茶の水女子大学学生委員会規則【R7.5.1現在】</p>		
<p>※「管理運営等の質保証」については、基準3-5で確認。</p>	<p>・資料2-1-3-07_国立大学法人お茶の水女子大学キャリア支援センター規則【R7.5.1現在】</p>		
<p></p>	<p>・資料2-1-3-08_国立大学法人お茶の水女子大学国際教育センター規則【R7.5.1現在】</p>		
<p></p>	<p>・資料2-1-3-09_国立大学法人お茶の水女子大学における入学者選抜に関する自己点検・評価実施要項【R7.5.1現在】</p>		
<p></p>	<p>・資料2-1-3-10_国立大学法人お茶の水女子大学入学試験実施委員会規則【R7.5.1現在】</p>		
<p></p>	<p>・資料2-1-3-11_国立大学法人お茶の水女子大学学部入試実施部会規程【R7.5.1現在】</p>		

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【全学評価における主担当】副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	<ul style="list-style-type: none"> 資料2-1-3-12_国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科博士前期課程入試実施部会規程【R7.5.1現在】 		
	<ul style="list-style-type: none"> 資料2-1-3-13_国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科博士後期課程入試実施部会規程【R7.5.1現在】 		
<p>[分析項目2-1-4] 研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること</p> <p>【分析の手順】 <全学></p> <ul style="list-style-type: none"> 研究活動の組織的取組の質保証に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する。 地域貢献活動の組織的取組の質保証に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する。 教育の国際化の組織的取組に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する。 本学の内部質保証体制と上記責任者との情報共有の形態（委員会やセンターのような組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合はすべてを記載）を確認する。 該当する体制（組織）の構成員を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-4）【R7.5.1現在】 		
	<ul style="list-style-type: none"> 資料2-1-4_研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-4）【R7.5.1現在】 		
	<ul style="list-style-type: none"> 明文化された規定類【R7.5.1現在】 		
	<ul style="list-style-type: none"> 資料2-1-1-05_国立大学法人お茶の水女子大学全学評価要項【R7.5.1現在】 	再掲	
	<ul style="list-style-type: none"> 資料2-1-1-06_国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価要項【R7.5.1現在】 	再掲	
	<ul style="list-style-type: none"> 資料2-1-1-07_国立大学法人お茶の水女子大学評価の観点実施基準【R7.5.1現在】 	再掲	
	<ul style="list-style-type: none"> 資料2-1-4-01_国立大学法人お茶の水女子大学研究・産学連携本部規則【R7.5.1現在】 		
	<ul style="list-style-type: none"> 資料2-1-4-02_国立大学法人お茶の水女子大学グローバル女性リーダー育成研究機構規則【R7.5.1現在】 		
	<ul style="list-style-type: none"> 資料2-1-4-03_国立大学法人お茶の水女子大学ヒューマンライフイノベーション開発研究機構規則【R7.5.1現在】 		
	<ul style="list-style-type: none"> 資料2-1-4-04_国立大学法人お茶の水女子大学理系女性育成啓発研究所規則【R7.5.1現在】 		
	<ul style="list-style-type: none"> 資料2-1-4-05_国立大学法人お茶の水女子大学サイエンス&エデュ 		

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【全学評価における主担当】副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	ケーション研究所規則【R7.5.1現在】		
	・資料2-1-4-06_国立大学法人お茶の水女子大学湾岸生物教育研究所規則【R7.5.1現在】		
	・資料2-1-4-07_国立大学法人お茶の水女子大学国際本部規則【R7.5.1現在】		
	・資料2-1-4-08_国立大学法人お茶の水女子大学グローバル人材育成・ダイバーシティ推進本部規則【R7.5.1現在】		
	・資料2-1-3-08_国立大学法人お茶の水女子大学国際教育センター規則【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-4-09_国立大学法人お茶の水女子大学グローバル協力センター規則【R7.5.1現在】		
	・資料2-1-4-10_国立大学法人お茶の水女子大学外国語教育センター規則【R7.5.1現在】		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

・基準 2-1 における質保証に責任のある体制に関する資料2-1-1-01の別表第1（第2条関係）について以下のとおり補足する。

本学では、令和7年5月1日時点で4名の理事・副学長、3名の副学長を置いており、それぞれの重要事項において学長を補佐しており、その役割を、総務、財務、教育、学生支援、研究、国際等の諸分野に分け、理事・副学長又は副学長は、学長の指名により柔軟に複数の分野を担当している。本学の規則上では、その柔軟性に対応しつつ、担当する分野を指定することにより、どの業務に責任があるかを明確に示すため「〇〇を担当する副学長」という記述を用いており、「〇〇を担当する副学長」ごとに1名置かれていることを示すものではない。令和6年度の事例として、理事・副学長（評価・学校教育開発支援担当）は、規則上では「評価を担当する副学長」又は「附属学校を担当する副学長」が該当する。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること
【全学評価における主担当】副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 （主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください）			
■基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【全学評価における主担当】副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>[分析項目 2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・施設設備、学生支援、学生受入に関して自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類を確認する。 ※評価対象事項、実施時期、実施主体、評価基準について具体的に定められていることが必要。</p>	<p>・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式 2-2-3）【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料2-2-3_自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式 2-2-3）【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・明文化された規定類【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料2-1-3-01_国立大学法人お茶の水女子大学における施設設備に関する自己点検・評価実施要項【R7.5.1現在】</p>	再掲	
	<p>・資料2-1-3-02_キャンパスマスタープラン2021検討会及び作業部会【R7.5.1現在】</p>	再掲	
	<p>・資料2-1-3-03_国立大学法人お茶の水女子大学情報基盤センター規則【R7.5.1現在】</p>	再掲	
	<p>・資料2-1-3-04_国立大学法人お茶の水女子大学附属図書館運営委員会規程【R7.5.1現在】</p>	再掲	
	<p>・資料2-1-3-05_国立大学法人お茶の水女子大学における学生支援に関する自己点検・評価実施要項【R7.5.1現在】</p>	再掲	
	<p>・資料2-1-3-06_国立大学法人お茶の水女子大学学生委員会規則【R7.5.1現在】</p>	再掲	
	<p>・資料2-1-3-07_国立大学法人お茶の水女子大学キャリア支援センター規則【R7.5.1現在】</p>	再掲	
<p>・資料2-1-3-08_国立大学法人お茶の水女子大学国際教育センター規則【R7.5.1現在】</p>	再掲		
<p>・資料2-1-3-09_国立大学法人お茶の水女子大学における入学者選抜に関する自己点検・評価実施要項【R7.5.1現在】</p>	再掲		
<p>・資料2-1-3-10_国立大学法人お茶の水女子大学入学試験実施委員会</p>	再掲		

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること
 【全学評価における主担当】副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	規則【R7.5.1現在】		
	・資料2-1-3-11_国立大学法人お茶の水女子大学学部入試実施部会規程【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-3-12_国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科博士前期課程入試実施部会規程【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-3-13_国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科博士後期課程入試実施部会規程【R7.5.1現在】	再掲	
[分析項目2-2-4] 内部質保証体制において、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用主から意見を聴取する仕組みを設けていること 【評価手順】 <全学> ・施設及び設備、学生支援並びに学生の受入のそれぞれに関して、関係者（学生、卒業（修了）生等）から意見を聴取することが定められており、その結果を本学の内部質保証体制が確認する仕組みを設けていることを確認する。 ※聴取対象事項のそれぞれについて、実施時期（頻度）、実施主体、意見聴取内容が具体的に定められていることが必要。 ※学生からの意見聴取については、授業評価アンケートも含む。	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）【R7.5.1現在】		
	・明文化された規定類【R7.5.1現在】		
	・資料2-1-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学における内部質保証に関する基本方針【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-3-01_国立大学法人お茶の水女子大学における施設設備に関する自己点検・評価実施要項【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-3-05_国立大学法人お茶の水女子大学における学生支援に関する自己点検・評価実施要項【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-3-09_国立大学法人お茶の水女子大学における入学者選抜に関する自己点検・評価実施要項【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-1-05_国立大学法人お茶の水女子大学全学評価要項【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-2-4-01_授業アンケート結果【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-4-02_2024年度卒業(修了)時アンケート調査結果【R7.5.1現在】		

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【全学評価における主担当】副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	・資料2-2-4-03_卒業（修了）生アンケート【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-4-04_「企業・官公庁・学校からみたお茶の水女子大学の教育と就職活動」調査（令和5年度）【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-4-05_教育実習に関するアンケート結果【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-4-06_環境報告書2024【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-4-07_2024年度環境調査アンケート結果【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-4-08_新入生の生活に関する調査報告書（令和7年度）【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-4-09_学生懇談会における意見・質問事項・回答一覧（令和7年度）【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-4-10_新入生アンケート結果報告（令和7年度）【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-4-11_プレゼミナール アンケート結果報告（令和7年度入試）【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-4-12_図書館入試アンケート結果報告（令和7年度入試）【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-4-13_新フンボルト入試入学者学年末アンケート（令和3～令和6年度入学生）【R7.5.1現在】		
	[分析項目 2-2-5] 内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式 2-2-5）【R7.5.1現在】	
・資料2-2-5_検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式 2-2-5）【R7.5.1現在】			
・明文化された規定類【R7.5.1現在】			
・資料2-1-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学における内部質保証		再掲	

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【全学評価における主担当】副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>【評価手順】 <全学> ・確認された自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について、検討、立案、提案するための手順を、それを定めた規定類によって確認する。 ・自己点検・評価の結果（当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）において確認された事項について、その対応の方針及び対応の計画を策定していることを確認する。 ※外部者の意見とは、経営協議会等外部者の参画が中心となるものを想定。</p>	に関する基本方針【R7.5.1現在】		
	・資料2-1-1-05_国立大学法人お茶の水女子大学全学評価要項【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-1-06_国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価要項【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-1-07_国立大学法人お茶の水女子大学評価の観点実施基準【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-3-01_国立大学法人お茶の水女子大学における施設設備に関する自己点検・評価実施要項【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-3-05_国立大学法人お茶の水女子大学における学生支援に関する自己点検・評価実施要項【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-3-09_国立大学法人お茶の水女子大学における入学者選抜に関する自己点検・評価実施要項【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-2-2-01_教職課程の自己点検・評価の実施方針【R7.5.1現在】	再掲	
<p>[分析項目 2-2-6] 内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・分析項目 2-2-5 の手順を経た上で本学の内部質保証体制において承認された対応措置の実施計画について、当該計画を実施するための手順が規定上定められていることを確認する。</p>	・実施の責任主体一覧（別紙様式 2-2-6）【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-6_実施の責任主体一覧（別紙様式 2-2-6）【R7.5.1現在】		
	・明文化された規定類【R7.5.1現在】		
	・資料2-1-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学における内部質保証に関する基本方針【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-1-05_国立大学法人お茶の水女子大学全学評価要項【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-1-06_国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価要項【R7.5.1現在】	再掲	

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【全学評価における主担当】副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	・資料2-1-1-07_国立大学法人お茶の水女子大学評価の観点実施基準【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-3-01_国立大学法人お茶の水女子大学における施設設備に関する自己点検・評価実施要項【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-3-05_国立大学法人お茶の水女子大学における学生支援に関する自己点検・評価実施要項【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-3-09_国立大学法人お茶の水女子大学における入学者選抜に関する自己点検・評価実施要項【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-2-2-01_教職課程の自己点検・評価の実施方針【R7.5.1現在】	再掲	
【分析項目2-2-7】	・明文化された規定類【R7.5.1現在】		
内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・資料2-1-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学における内部質保証に関する基本方針【R7.5.1現在】	再掲	
【分析の手順】 <全学>	・資料2-2-7-01_「施設設備に関する自己点検・評価報告書」、「学生支援に関する自己点検・評価報告書」、及び「入学者選抜に関する自己点検・評価報告書」の提供について（依頼）【R7.5.1現在】		
・内部質保証体制を規定する規定類において、対応計画の進捗の確認、進捗状況に応じた対応を決定する手順が定められていることを確認する。	・資料2-2-7-02_令和5年度国立大学法人お茶の水女子大学施設設備に関する自己点検・評価報告書（令和6年度）【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-7-03_令和5年度国立大学法人お茶の水女子大学学生支援に関する自己点検・評価報告書（令和6年度）【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-7-04_令和5年度国立大学法人お茶の水女子大学入学者選抜に関する自己点検・評価報告書（令和6年度）【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-7-05_全学・部局別評価自己評価実施要項【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-2-01_教職課程の自己点検・評価の実施方針【R7.5.1現在】	再掲	
【特記事項】			

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【全学評価における主担当】副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 （主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください）			
■基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること
 【全学評価における主担当】 副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>【分析項目 2-3-1】 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・本学の内部質保証体制において決定された対応措置（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）の実施計画のすべてについて、成果、進捗、検討状況を確認する。 ※確認された事項及び計画された取組については、各基準と関連付ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2-3-1）【R5年度以降】 ・資料2-3-1_計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2-3-1）【R5～R6年度】 ・資料2-3-1-01_自己点検評価結果及び意見聴取結果における改善が必要と認められる事項について【R7.5.1現在】 ・資料2-3-1-02_令和5年度国立大学法人お茶の水女子大学入学者選抜に関する自己点検・評価の改善策及び実施計画について（報告）【R7.5.1現在】 ・資料2-3-1-03_令和5年度「教育」に関する内部質保証における改善策及び実施計画について（報告）【R7.5.1現在】 		
<p>【分析項目 2-3-2】 内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・その取組の状況と効果的に機能していることを分析し、具体的に記述する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する報告書等【前回認証評価以降（R5年度以降）】 ・資料2-2-7-02_令和5年度国立大学法人お茶の水女子大学施設設備に関する自己点検・評価報告書（令和6年度）【R7.5.1現在】 ・資料2-2-7-03_令和5年度国立大学法人お茶の水女子大学学生支援に関する自己点検・評価報告書（令和6年度）【R7.5.1現在】 ・資料2-2-7-04_令和5年度国立大学法人お茶の水女子大学入学者選抜に関する自己点検・評価報告書（令和6年度）【R7.5.1現在】 ・資料2-3-2-01_学修者主体のコンピテンシー育成支援の取り組み（「全学FDSD会2025」報告）【R5～R6年度】 ・資料2-3-2-02_学生向けコンピテンシー育成支援システム（「全学FDSD会2025」報告）【R5～R6年度】 ・資料2-3-2-03_新システム iPPuKUのご紹介と授業アンケート集計結果（「全学FDSD会2025」報告）【R5～R6年度】 	再掲	再掲

基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること
 【全学評価における主担当】 副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	・資料2-3-2-04_「年次計画の実施状況」作成様式【R6年度】		
<p>[分析項目 2-3-3]</p> <p>内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・その取組の状況と効果的に機能していることを分析し、具体的に記述する。</p>	・該当する報告書等【前回認証評価以降（R5年度以降）】		
	・資料2-2-4-01_授業アンケート結果について【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-2-4-02_2024年度卒業(修了)時アンケート調査結果【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-2-4-03_卒業（修了）生アンケート【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-2-4-04_「企業・官公庁・学校からみたお茶の水女子大学の教育と就職活動」調査（令和5年度）【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-2-4-05_教育実習に関するアンケート結果【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-2-4-06_環境報告書2024【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-2-4-08_新入生の生活に関する調査報告書（令和7年度）【R6年度時点】	再掲	
	・資料2-2-4-09_学生懇談会における意見・質問事項・回答一覧（令和7年度）	再掲	
	・資料2-2-4-10_新入生アンケート結果報告（令和7年度）【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-3-3-01_成績評価に関する異議申し立てに関する申合せ事項【R7.5.1現在】		
	・資料2-3-3-02_学生からの成績評価に関する申立ての手続きや周知について【R7.5.1現在】		
	・資料2-2-7-02_令和5年度国立大学法人お茶の水女子大学施設設備に関する自己点検・評価報告書（令和6年度）Ⅲ 関係者の意見	再掲	
・資料2-2-7-03_令和5年度国立大学法人お茶の水女子大学学生支援に関する自己点検・評価報告書（令和6年度）Ⅲ 関係者の意見	再掲		

基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること 【全学評価における主担当】 副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	・資料2-2-7-04_令和5年度国立大学法人お茶の水女子大学入学者選抜に関する自己点検・評価報告書（令和6年度）Ⅲ 関係者の意見	再掲	
	・資料2-3-3-03_国立大学法人お茶の水女子大学教育に関する意見聴取結果と活用状況について（令和5年度）【R6年度時点】		
	・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。【前回認証評価以降（R5年度以降）】		
	※ 該当なし		
【分析項目 2-3-4】 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること 【評価手順】 <全学> ・第三者による検証、助言の概要と内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあることを分析し、具体的に記述する。	・第三者による検証結果等について【R5～R6年度】		
	・資料2-3-4_第三者による検証結果等について【R5～R6年度】		
	・該当する第三者による検証等の報告書【前回認証評価以降（R5年度以降）】		
	・資料 2-3-4-01_令和5年度実施大学機関別認証評価評価報告書【R5～R6年度】		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
分析項目 2-3-2 の「2-3-2-04_「年度計画の実施状況」作成様式（非公表）」について、本学では法人評価における各計画等の進捗状況、進捗の確認のために必要な情報を、総合評価室を拠点として収集し、その状況に応じて改善を促したり、更なる向上を目指すために必要と考えられる提言・助言等を行っている。本資料は、総合評価室を中心とした情報収集及びそれを活用した改善等の実施について記録するものである。本資料を年次ごとに作成して全学的に共有することで、計画に沿った取組の実施や改善に生かしている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考

基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること
【全学評価における主担当】 副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 （主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください）			
■基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【全学評価における主担当】 副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>【分析項目 2-4-1】 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・規定上、内部質保証体制の役割が位置付けられていることを確認する。 ・新設・改廃があった場合は、その経緯を確認する。</p>	・明文化された規定類【R7.5.1現在】		
	・資料2-4-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学役員会規則【R7.5.1現在】		
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料【前回認証評価以降（R5年度以降）】		
	・資料2-4-1-02_工学系学部設置準備委員会議事録【R5～R6年度】		
	・資料2-4-1-03_令和4年度第11回役員会議事録・資料（共創工学部設置）【R5～R6年度】		
	・資料2-4-1-04_令和6年度第11回役員会議事録・資料（人間文化創成科学研究科博士前期課程 共創工学専攻設置）【R5～R6年度】		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください）			
■基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること
【全学評価における主担当】副学長（評価・学校教育開発支援担当）、企画戦略課（評価担当）

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【改善を要する事項】			

基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【全学評価における主担当】（表下部の【基準に係る判断】欄にご入力ください。両担当の判断を総括して総合評価室において基準全体を満たすか判断します。）

- ・分析項目 2-5-1～2-5-3：副学長（総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当）、人事労務課
- ・分析項目 2-5-4～2-5-5：副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>【分析項目 2-5-1】 教員の採用及び昇格等にあって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・教員の採用や昇格等に際し、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の水準を定めていることを確認する。 ・その水準の判断を行う方法を明確に定めていることを確認する。 ・特に教育研究上の指導能力については、その水準の判断を面接、模擬授業等で行っていることを確認する。 ※大学院の資格審査は様式に記載しなくてよい。 ※基幹教員制度を導入した場合は、基幹教員（他大学等との兼務者）の採用等に係る規定を確認する。</p>	<p>・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式 2-5-1）【評価実施前年度から過去5年分（R2～R6年度）】</p>		
	<p>・資料2-5-1_教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式 2-5-1）【R2～R6年度】</p>		
	<p>・明文化された規定類【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料2-5-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学教員選考規則【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料2-5-1-02_国立大学法人お茶の水女子大学教員選考基準【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料2-5-1-03_国立大学法人お茶の水女子大学職員就業規則 第6条、第7条【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料2-5-1-04_国立大学法人お茶の水女子大学教員の任期の定めのある教員から任期の定めのない教員への移行に関する取扱い【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料2-5-1-05_国立大学法人お茶の水女子大学教員人事会議規則【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料2-5-1-06_教員の採用・昇任基準、大学院担当資格の審査基準に関する申合せ【R7.5.1現在】</p>		
<p>・資料2-5-1-07_テニユア・トラック型任期付教員の移行審査についての申合せ（非公表）【R7.5.1現在】</p>			
<p>・資料2-5-1-08_国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科博士後期課程教員資格審査内規（非公表）【R7.5.1現在】</p>			

基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【全学評価における主担当】（表下部の【基準に係る判断】欄にご入力ください。両担当の判断を総括して総合評価室において基準全体を満たすか判断します。）

・分析項目 2-5-1～2-5-3：副学長（総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当）、人事労務課

・分析項目 2-5-4～2-5-5：副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	・資料2-5-1-09_大学院担当資格の審査基準に関する申合せ【R7.5.1現在】		
	・資料2-5-1-10_「大学院担当資格の審査基準に関する申合せ」の研究業績評価基準に関する比較社会文化学専攻における算出点の詳細について【R7.5.1現在】		
	・資料2-5-1-11_「大学院担当資格の審査基準に関する申合せ」の教育実績の算出に関する人間発達科学専攻心理学コース・領域における項目追加【R7.5.1現在】		
	・資料2-5-1-12_「大学院担当資格の審査基準に関する申合せ」に関する理学専攻数学コース及び領域における評価基準【R7.5.1現在】		
	・資料2-5-1-13_「大学院担当資格の審査基準に関する申合せ」に関する理学専攻物理科学コース及び領域における評価基準【R7.5.1現在】		
	・資料2-5-1-14_「大学院担当資格の審査基準に関する申合せ」に関する理学専攻情報科学コース及び領域における評価基準【R7.5.1現在】		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料【少なくとも評価実施前年度（R6年度）の状況】		
	・資料2-5-1-15_教員選考委員会報告（令和6年度事例）【R7.5.1現在】		
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料【少なくとも評価実施前年度（R6年度）の状況】		
	・資料2-5-1-15_教員選考委員会報告（令和6年度事例）【R7.5.1現在】	再掲	
【分析項目 2-5-2】	・教員業績評価の実施状況（別紙様式 2-5-2）【直近3回程度（R4～R6年度）】		
教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施してい	・資料2-5-2_教員業績評価の実施状況（別紙様式 2-5-2）【R4～		

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【全学評価における主担当】(表下部の【基準に係る判断】欄にご入力ください。両担当の判断を総括して総合評価室において基準全体を満たすか判断します。)

- ・分析項目2-5-1~2-5-3:副学長(総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当)、人事労務課
- ・分析項目2-5-4~2-5-5:副学長(教育改革・入試改革担当)、学務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>ること</p> <p>【評価手順】 <全学></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の教育及び研究活動に関する評価を継続的(定期的)に実施すること、及び、教員評価の目的を定めていることについて、規則等で規定していることを確認する。 ・その他の活動について教員評価を実施している場合は、それを含めて確認する。 <p>※その他の活動とは、例えば、管理運営、社会貢献、診療を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定に基づいて実施されていることについて、評価実施年度、評価対象者、評価結果を確認する。 <p>※基幹教員制度を導入した場合は、基幹教員に係る教員評価の実施について規則等で規定していることを確認する。</p>	R6年度】		
	・明文化された規定類【R7.5.1現在】		
	・資料2-1-1-04_国立大学法人お茶の水女子大学評価指針【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-5-2-01_国立大学法人お茶の水女子大学個人活動評価要項【R7.5.1現在】		
	・資料2-5-2-02_国立大学法人お茶の水女子大学個人活動評価におけるピアレビュー実施要項【R7.5.1現在】		
	・資料2-5-2-03_国立大学法人お茶の水女子大学職員就業規則第4条第4項の規定に基づき年俸制を適用して雇用する教員の就業に関する規則【R7.5.1現在】		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料(実施要項、業績評価結果の報告書等)【直近3回程度(R4~R6年度)】		
	・資料2-5-2-01_国立大学法人お茶の水女子大学個人活動評価要項【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-5-2-04_教員個人活動評価に係るピアレビューの実施について(依頼)【R7.5.1現在】		
	・資料2-5-2-05_教員個人活動の評価結果について(通知)【R4~R6年度(実施)】		
・資料2-5-2-06_教員個人活動評価結果を用いた給与査定に関する実施基準(非公表)【R7.5.1現在】			
<p>[分析項目2-5-3]</p> <p>評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること</p>	・評価結果に基づく取組(別紙様式2-5-3)【直近3回程度(R4~R6年度)】		
	・資料2-5-3_評価結果に基づく取組(別紙様式2-5-3)【R4~R6		

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること 【全学評価における主担当】（表下部の【基準に係る判断】欄にご入力ください。両担当の判断を総括して総合評価室において基準全体を満たすか判断します。） ・分析項目2-5-1～2-5-3：副学長（総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当）、人事労務課 ・分析項目2-5-4～2-5-5：副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【評価手順】 <全学> ・評価結果を、個々の教員の処遇や教育研究費の配分、改善への指導等に反映させる規定がある場合は、その規定を確認する。 ・分析項目2-5-2において確認した評価結果ごとの反映実績を確認する。 ・高い評価結果を、個々の教員の処遇や教育研究費の配分に反映させる規定がある場合は、その規定を確認する。 ・低い評価結果を、改善への指導を実施する等の規定がある場合は、その規定を確認する。 ※基幹教員制度を導入した場合は、基幹教員に関する評価結果の反映等に係る規定等を確認する。	年度（実施）		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類【R7.5.1現在】		
	・資料2-1-1-04_国立大学法人お茶の水女子大学評価指針（非公表）【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-5-2-01_国立大学法人お茶の水女子大学個人活動評価要項【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-5-2-06_教員個人活動評価結果を用いた給与査定に関する実施基準（非公表）【R7.5.1現在】	再掲	
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）【直近3回程度（R4～R6年度）】		
	・資料2-5-3-01_PDCAサイクルによるお茶の水女子大学における教員個人活動評価システムの概要【R7.5.1現在】		
・資料2-5-3-02_教員個人活動評価結果について【R4～R6年度（実施）】			
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること 【評価手順】 <全学> ・全学的に実施するFDの実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業見学等）及び実施状況（教員参加状況を含む。）を確認する。 ※教員に対する研修であっても、授業の内容及び方法の改善を図るための研修ではないものについては、分析項目3-4-2において確認。	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）【評価実施前年度（R6年度）】 ・資料2-5-4_FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）【R6年度時点】		
[分析項目2-5-5]	・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5）【R7.5.1現在】		

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること 【全学評価における主担当】(表下部の【基準に係る判断】欄にご入力ください。両担当の判断を総括して総合評価室において基準全体を満たすか判断します。)			
<ul style="list-style-type: none"> ・分析項目2-5-1~2-5-3:副学長(総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当)、人事労務課 ・分析項目2-5-4~2-5-5:副学長(教育改革・入試改革担当)、学務課 			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者(指導補助者)が配置され、それらの者が適切に活用されていること 【評価手順】 <全学> ・教育課程を展開する上で(大学の目的等に照らして)必要な教務や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員等の配置状況を確認する。	・資料2-5-5_教育支援者、教育補助者一覧(別紙様式2-5-5) 【R7.5.1現在】		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料【R7.5.1現在】		
	・資料2-5-5-01_国立大学法人お茶の水女子大学事務組織規則 【R7.5.1現在】		
	・資料2-5-5-02_運営組織図【R7.5.1現在】		
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料【R7.5.1現在】		
	・資料2-5-5-03_図書・情報課/情報基盤センター図【R7.5.1現在】		
	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料【評価実施前年度(R6年度)】		
・資料2-5-5-04_TA配置状況について【R6年度時点】			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください)			
■基準を満たす			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【全学評価における主担当】（表下部の【基準に係る判断】欄にご入力ください。両担当の判断を総括して総合評価室において基準全体を満たすか判断します。）

・分析項目2-5-1～2-5-3：副学長（総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当）、人事労務課

・分析項目2-5-4～2-5-5：副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【全学評価における主担当】副学長（総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当）、財務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること 【評価手順】 <全学> ・財務諸表等について、法令等に従い、必要な手続きを経ていることを監事、会計監査人の監査報告書により確認する。	・直近年度の財務諸表【評価実施前年度（R6年度）承認後】		
	・資料3-1-1-01_令和6年度 財務諸表等【R6年度時点】		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書【評価実施前年度（R6年度）承認後】		
	・資料3-1-1-02_監査報告書（監事の意見）（令和6年度）【R6年度時点】		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること 【評価手順】 <全学> ・過去5年間の予算・決算の状況を確認する。 ・各項目に関し、30%以上乖離している場合は、その理由を確認する。 ・経常損失がある場合は、その理由を確認する。 ・特別損失が過大である場合は、その理由を確認する。	・資料3-1-1-03_独立監査人の監査報告書（令和6年度）【R6年度時点】		
	・予算・決算の状況（過去5年間分）が分かる資料（別紙様式3-1-2）【評価実施前年度から過去5年分（R2～R6年度）】		
	・資料3-1-2_予算・決算の状況（過去5年間分）（別紙様式3-1-2）【R2～R6年度】		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類【評価実施前年度から過去5年分（R2～R6年度）】		
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	・資料3-1-2-01_予算・決算における乖離等理由書【R2～R6年度】		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【全学評価における主担当】副学長（総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当）、財務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください)</p>			
<p>■基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p></p>			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【全学評価における主担当】（表下部の【基準に係る判断】欄にご入力ください。両担当の判断を総括して総合評価室において基準全体を満たすか判断します。）

- ・分析項目3-2-1：副学長（総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当）、総務課
- ・分析項目3-2-2：副学長（事務総括）、監査室
- ・分析項目3-2-3：副学長（研究・産学連携担当）、研究・産学連携課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・大学の管理運営のための組織の状況について、特に、学長、副学長、学部・研究科の長等の役割を中心として組織の構成を整理し、規模や機能状況を確認する。 ・役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、その位置付けを分析して、大学の管理運営のための組織として、適切な規模と機能を有していることを確認する。</p>	<p>・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）【R7.5.1現在】</p> <p>・資料2-5-5-02_運営組織図【R7.5.1現在】</p> <p>・資料1-3-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則 第19条～21条【R7.5.1現在】</p> <p>・資料1-3-3-01_国立大学法人お茶の水女子大学教育研究評議会規則【R7.5.1現在】</p> <p>・資料2-4-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学役員会規則【R7.5.1現在】</p> <p>・資料3-2-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学経営協議会規則【R7.5.1現在】</p> <p>・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料【R7.5.1現在】</p> <p>※ 該当なし。</p>	<p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p>	
<p>[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・事業者としての大学に課される法令遵守事項等への対応体制の整備状況として、責任者の役職、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務及び組織</p>	<p>・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2）【R7.5.1現在】</p> <p>・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）【R7.5.1現在】</p> <p>・資料3-2-2_法令遵守事項、危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）【R7.5.1現在】</p>		

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【全学評価における主担当】（表下部の【基準に係る判断】欄にご入力ください。両担当の判断を総括して総合評価室において基準全体を満たすか判断します。）

- ・分析項目3-2-1：副学長（総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当）、総務課
- ・分析項目3-2-2：副学長（事務総括）、監査室
- ・分析項目3-2-3：副学長（研究・産学連携担当）、研究・産学連携課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>の根拠となる規定を確認する。</p> <p>・予期できない外的環境の変化等に対応するための、危機管理等に対応する責任者の役職、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務及び組織の根拠となる規定を確認する。</p>			
<p>[分析項目3-2-3] 研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・研究機関としての大学に求められる方針について、その内容と責任部署を確認する。 ・研究の支援・推進制度等が、大学の目的に基づいた研究活動を実施する上で適切に整備されていることを確認する。 ・当該制度等により、優れた成果を上げていることを確認する。</p>	<p>・研究の実施に関する方針等一覧（別紙様式3-2-3）【R7.5.1現在】</p> <p>・研究の支援・推進制度等一覧（別紙様式3-2-3）【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料3-2-3_研究の実施に関する方針等一覧、研究の支援・推進制度等一覧（別紙様式3-2-3）【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・研究の実施に関する方針等の内容を示す資料【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料3-2-3-01_大学憲章【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料3-2-3-02_国立大学法人お茶の水女子大学研究データ管理・公開ポリシー【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料3-2-3-03_国立大学法人お茶の水女子大学オープンアクセスポリシー【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料3-2-3-04_科研の方針及び科研費メンター一覧【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料3-2-3-05_子育て中の女性研究補助者支援制度の概要【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料3-2-3-06_学内研究者一時支援制度の概要【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料3-2-3-07_みがかずば研究員制度の概要【R7.5.1現在】</p>		
<p>・資料3-2-3-8_ワークライフマネジメントに向けた研究者支援【R7.5.1現在】</p>			
<p>・研究の支援・推進制度等によって優れた成果が得られていることを示す資料【R7.5.1現在】</p>			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【全学評価における主担当】（表下部の【基準に係る判断】欄にご入力ください。両担当の判断を総括して総合評価室において基準全体を満たすか判断します。）

- ・分析項目3-2-1：副学長（総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当）、総務課
- ・分析項目3-2-2：副学長（事務総括）、監査室
- ・分析項目3-2-3：副学長（研究・産学連携担当）、研究・産学連携課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	・資料3-2-3-9_お茶の水女子大学の科研費採択状況（H30～R6年度）		
	・資料3-2-3-10_研究補助者支援制度による成果の事例【R7.5.1現在】		
	・資料3-2-3-11_本学独自の研究者支援制度による支援実績【R7.5.1現在】		
	・資料3-2-3-12_学内研究者一時支援利用者自由記述アンケート結果【R7.5.1現在】		
	・資料3-2-3-13_みがかずば研究員の成果の事例【R7.5.1現在】		
	・資料3-2-3-14_研究者支援活動一覧【R7.5.1現在】		
	・資料3-2-3-15_科研費獲得に向けた本学の取り組み【R7.5.1現在】		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。[（主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください）](#)

■基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【全学評価における主担当】（表下部の【基準に係る判断】欄にご入力ください。両担当の判断を総括して総合評価室において基準全体を満たすか判断します。）

- ・分析項目3-2-1：副学長（総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当）、総務課
- ・分析項目3-2-2：副学長（事務総括）、監査室
- ・分析項目3-2-3：副学長（研究・産学連携担当）、研究・産学連携課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
・分析項目3-2-3の研究活動に関する成果について、本学は、多様なライフスタイルを尊重した男女共同参画社会の実現に寄与するため、グローバルリーダーシップ研究所を中心として女性研究者、若手研究者等の支援に取り組んでおり、制度の周知及び利用促進のため、資料3-2-3-8「ワークライフマネジメントに向けた研究者支援」として取りまとめ、発信している。成果の詳細は資料3-2-3に記載のとおりであり、支援を受けた研究者のキャリアアップや研究の進展に資する成果を上げている。これらは、本学が第4期中期目標前文としても掲げている「ダイバーシティインクルージョン」、「女性が活躍できる社会の実現」にもつながる取組である。			
【改善を要する事項】			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【全学評価における主担当】（表下部の【基準に係る判断】欄にご入力ください。両担当の判断を総括して総合評価室において基準全体を満たすか判断します。）

- ・分析項目3-3-1：副学長（総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当）、総務課
- ・分析項目3-3-2：副学長（国際交流・ダイバーシティ推進担当）、国際課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること 【評価手順】 <全学> ・円滑な管理運営の実現に資するための組織について、役割や人員の配置状況、責任体制、規模を確認する。	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）【R7.5.1現在】		
	・資料3-3-1_事務組織一覧（別紙様式3-3-1）【R7.5.1現在】		
	・根拠となる規定類【R7.5.1現在】		
	・資料1-3-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則 第14条【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-5-5-01_国立大学法人お茶の水女子大学事務組織規則【R7.5.1現在】	再掲	
	・事務組織の組織図【R7.5.1現在】		
[分析項目3-3-2] 教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること 【評価手順】 <全学> ・教育の国際化を推進する組織について、人員の配置状況、責任体制、規模を確認する。 ・当該組織により、優れた成果を上げていることを確認する。	・教育の国際化を推進する組織一覧（別紙様式3-3-2）【R7.5.1現在】		
	・資料3-3-2_教育の国際化を推進する組織一覧（別紙様式3-3-2）【R7.5.1現在】		
	・根拠となる規定類【R7.5.1現在】		
	・資料1-3-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-4-06_国立大学法人お茶の水女子大学国際本部規則【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-3-08_国立大学法人お茶の水女子大学国際教育センター規則【R7.5.1現在】	再掲	

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【全学評価における主担当】（表下部の【基準に係る判断】欄にご入力ください。両担当の判断を総括して総合評価室において基準全体を満たすか判断します。）

- ・分析項目3-3-1：副学長（総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当）、総務課
- ・分析項目3-3-2：副学長（国際交流・ダイバーシティ推進担当）、国際課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	・資料2-1-4-07_国立大学法人お茶の水女子大学グローバル人材育成・男女共同参画推進本部規則【R7.5.1現在】	再掲	
	・資料2-1-4-09_国立大学法人お茶の水女子大学外国語教育センター規則【R7.5.1現在】	再掲	
	・優れた成果が分かる資料【R7.5.1現在】		
	・資料3-3-2-01_海外協定校について（本学ウェブサイト）【R7.5.1現在】		
	・資料3-3-2-02_大学の世界展開力強化事業「グローバルリーダー育成のための「女子大学発」実践型EDIプログラム」概要【R7.5.1現在】		
	・資料3-3-2-03_グローバル協力センターの取組【R7.5.1現在】		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください）

■基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【全学評価における主担当】（表下部の【基準に係る判断】欄にご入力ください。両担当の判断を総括して総合評価室において基準全体を満たすか判断します。）

- ・分析項目3-3-1：副学長（総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当）、総務課
- ・分析項目3-3-2：副学長（国際交流・ダイバーシティ推進担当）、国際課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【改善を要する事項】			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【全学評価における主担当】（表下部の【基準に係る判断】欄にご入力ください。両担当の判断を総括して総合評価室において基準全体を満たすか判断します。）

- ・分析項目3-4-1：副学長（総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当）、総務課
- ・分析項目3-4-2：副学長（事務総括）、監査室

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>【分析項目3-4-1】 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・大学の管理運営のための組織の責任体制（分析項目3-2-1）と事務組織（分析項目3-3-1）の関係を確認する。 ・大学の管理運営に係る合議体に、教員と事務職員が構成員として参加していることを確認する。 ※役割分担が適切であるとは、教員と事務職員等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。</p>	<p>・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）【R7.5.1現在】</p> <p>・資料3-4-1_教職協働の状況（別紙様式3-4-1）【R7.5.1現在】</p>		
<p>【分析項目3-4-2】 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・SDの実施内容・方法及び実施状況（参加状況を含む。）を確認する。 ※本学が独自に実施する研修と、学外の団体が主催する合同研修の企画（例えば、国立大学協会の大学マネジメントセミナー）とを区別する。 ※スタッフ・ディベロップメント（SD）とは、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員（事務職員のみならず教員も含む。）を対象とした、必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるとともに、その他必要な取組を行うことをいう。</p>	<p>・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）【評価実施前年度（R6年度）】</p> <p>・資料3-4-2_SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）【R6年度時点】</p>		

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【全学評価における主担当】(表下部の【基準に係る判断】欄にご入力ください。両担当の判断を総括して総合評価室において基準全体を満たすか判断します。)

- ・分析項目3-4-1:副学長(総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当)、総務課
- ・分析項目3-4-2:副学長(事務総括)、監査室

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
------	-----------------------------------	----	----

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください)

■基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【全学評価における主担当】（表下部の【基準に係る判断】欄にご入力ください。両担当の判断を総括して総合評価室において基準全体を満たすか判断します。）

- ・分析項目 3-5-1～3-5-2：副学長（事務総括）、監査室
- ・分析項目 3-5-3：副学長（総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当）、総務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
[分析項目 3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること 【評価手順】 <全学> ・監事の監査の内容（財務（会計）監査、業務監査）、方法及び実施状況等を確認する。	・監事に関する規定【R7.5.1現在】		
	・資料1-3-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則【R7.5.1現在】（備考：15条）	再掲	
	・資料3-5-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学監事監査要項【R7.5.1現在】		
	・資料3-5-1-02_国立大学法人お茶の水女子大学監事監査実施基準【R7.5.1現在】		
	・監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）【最新のものの】		
	・資料3-5-1-03_令和7年度監事監査計画【非公表】【R7.5.1現在】		
	・資料3-5-1-04_令和6年度監事監査実施報告書【非公表】【R7.5.1現在】		
	・資料3-1-1-02_監査報告書（監事の意見）（令和6年度）	再掲	
	・監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果【最新のものの】		
	※該当なし。		
[分析項目 3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること 【評価手順】 <全学> ・会計監査人の監査の内容・方法及び実施状況等を確認する。	・会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）【最新のものの】		
	・資料3-5-2-01_令和7年度会計監査人監査計画説明（監事宛）（R7.5.1現在）【非公表】		
	・財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）【最新のものの】		
	・資料3-1-1-03_独立監査人の監査報告書（令和6年度）	再掲	

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【全学評価における主担当】（表下部の【基準に係る判断】欄にご入力ください。両担当の判断を総括して総合評価室において基準全体を満たすか判断します。）

- ・分析項目3-5-1～3-5-2：副学長（事務総括）、監査室
- ・分析項目3-5-3：副学長（総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当）、総務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・内部監査の独立性（内部統制）が担保されていることを確認する。 ・内部監査の内容・方法や実施状況等を確認する。</p>	<p>・組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料1-3-1-01_国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則【R7.5.1現在】（備考：22条2項）</p>	再掲	
	<p>・資料3-5-3-01_国立大学法人お茶の水女子大学監査室規則【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料2-5-5-02_運営組織図【R7.5.1現在】</p>	再掲	
	<p>・内部監査に関する規定【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料3-5-3-02_国立大学法人お茶の水女子大学内部監査要項【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料3-5-3-03_国立大学法人お茶の水女子大学内部監査実施基準【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）【最新のもの】</p>		
<p>[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・監事による監査とそれ以外の内部監査、会計監査人監査の連携の状況及び大学の管理運営主体との情報共有の状況について確認する。 ※各種の監査主体：法令により置かれている監事及び会計監査人並びに内部監査の主体</p>	<p>・監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）【評価実施前年度（R6年度）】</p>		
	<p>・資料3-5-4-01_学長との意見交換メモ（R7.5.1現在）【非公表】</p>		
	<p>・資料3-5-4-02_令和6年度内部監査結果報告等について（R7.5.1現在）【非公表】</p>		
	<p>・資料3-5-4-03_令和5年度会計監査人監査結果説明について（学長宛）（R7.5.1現在）【非公表】</p>		
<p>・資料3-5-4-04_令和6年度理事者ディスカッションについて（R7.5.1現在）【非公表】</p>			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【全学評価における主担当】(表下部の【基準に係る判断】欄にご入力ください。両担当の判断を総括して総合評価室において基準全体を満たすか判断します。)

- ・分析項目3-5-1~3-5-2:副学長(事務総括)、監査室
- ・分析項目3-5-3:副学長(総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会担当)、総務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	・資料3-5-4-05_令和6年度監事と監査室の打ち合わせ記録【非公表】		
	・資料3-5-4-06_令和6年度会計監査人監査結果説明について(監事宛)【非公表】		
	・資料3-5-4-07_令和4年度会計実地検査報告について(非公表)		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください)

■基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【全学評価における主担当】 副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
[分析項目 3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること 【評価手順】 <全学> ・大学の目的、学位授与方針、教育課程方針及び学生受入方針、その他法令が定める教育研究活動等についての情報を社会一般に対し、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 3-6-1）【R7.5.1現在】		
	・資料3-6-1_法令が定める教育研究活動等についての公表状況一覧（別紙様式 3-6-1）【R7.5.1現在】		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 （主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください）			
■基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること</p> <p>【評価手順】 <全学></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校地、校舎の基準面積について、設置基準で規定されている面積に係る基準を満たしていることを確認する。 ・施設・設備としては、教育の必要に応じて、大学設置基準に規定されている校地、校舎、運動場等が備えられていることを確認する。 ※教育課程に応じて講義・演習・実験・実習または実技を行うのに必要な教室を備えていることを確認する。 ※基幹教員制度を導入した場合は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対して研究室を備えていることを確認する。 ・共同課程を置いている場合は、その状況が該当する設置基準を満たしていることを確認する。 ・2以上のキャンパスで教育を実施している場合は、各々の実施体制、実施上の工夫や学生移動の状況等を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1【R7.5.1現在】 ・自己点検・評価共通基礎データ 様式1【R7.5.1現在】 ・夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1）【R7.5.1現在】 ・資料4-1-1_夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1）【R6年度時点】 		
<p>[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること</p> <p>【評価手順】 <全学></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の学部又は学科に置かれる組織については、大学設置基準第39条に基づき設置が必要とされる附属学校等が設置されていることを確認する。 <p>※該当しない場合は分析不要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）【R7.5.1現在】 ・資料4-1-2_附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）【R7.5.1現在】 		
<p>[分析項目4-1-3]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） 		

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【全学評価における主担当】 副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>施設・設備における安全性について、配慮していること</p> <p>【評価手順】 <全学></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・設備における耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する。 耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する。 施設・設備の老朽化に対する対応の状況について確認する。 外灯や防犯カメラの設置等、事情等に応じて安全・防犯面への配慮がなされていることを確認する。 施設・設備のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮がなされていることを確認する。 その他施設・設備に法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。 	<p>【少なくとも評価実施前年度（R6年度）の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料4-1-3_施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況（別紙様式4-1-3）【R6年度時点】 資料4-1-3-01_国立大学法人等施設の耐震化の状況（「国立大学法人等施設実態報告書（2024年度）」抜粋） 資料4-1-3-02_バリアフリーマップ（2024年度） 資料4-1-3-03_お茶の水女子大学キャンパスマスタープラン【R6年度時点】 資料4-1-3-04_インフラ長寿命化計画(個別施設計画)【R6年度時点】 		
<p>[分析項目 4-1-4]</p> <p>教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること</p> <p>【評価手順】 <全学></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信におけるコミュニケーションの重要性を踏まえつつ、教職員及び学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境の整備状況や活用状況を確認する。 整備状況については、ICT環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われているかについて確認する。 授業管理を支援するための統合化されたオンラインシステム等の学習支援環境の基盤のICT化が行われている場合は、その整備と活用の状況を含めて確認する。 <p>※学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）への回答内容を資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）等【評価実施前年度（R6年度）】 資料4-1-4-01_学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）【R6年度時点】 		

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【全学評価における主担当】 副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>として活用。 ※ICT (Information and Communication Technology)とは、情報・通信に関する技術一般の総称。</p>			
<p>[分析項目 4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・図書館を中心に図書等の資料が系統的に整備され、活用できる状態になっていることを確認する。</p>	<p>・学術情報基盤実態調査（大学図書館編）【評価実施前年度（R6年度）】</p> <p>・資料4-1-5-01_学術情報基盤実態調査（大学図書館編）【R6年度時点】</p>		
<p>[分析項目 4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・自主的学習環境の整備状況（部屋数、机、パソコン等の台数等）については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。 ※自主的学習環境の整備等、特色ある学習環境の構築により成果が得られている場合は、その内容について確認する。</p>	<p>・自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式 4-1-6）【R7.5.1現在】</p> <p>・資料4-1-6_自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式 4-1-6）【R7.5.1現在】</p> <p>・資料4-1-6-01_学部・大学院の学習環境【R7.5.1現在】</p> <p>・資料4-1-6-02_学習研究のための施設（キャンパスガイド2025 p.26-37抜粋）</p> <p>・資料4-1-6-03_図書館利用案内【R7.5.1現在】</p>		
<p>[分析項目 4-1-7] 研究成果を継続的に生み出すための研究環境が十分に整備され、効果的に利用されていること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・研究環境の整備状況については、その環境を必要とする教員・学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。</p>	<p>・研究環境整備状況一覧（別紙様式 4-1-7）【R7.5.1現在】</p> <p>・資料4-1-7_研究環境整備状況一覧（別紙様式 4-1-7）【R7.5.1現在】</p> <p>・資料3-2-3_研究の実施に関する方針等一覧、研究の支援・推進制度等一覧（別紙様式 3-2-3）【R7.5.1現在】</p> <p>・資料4-1-7-01_教育関係共同利用拠点「湾岸生物教育研究所」の活動実績【R7.5.1現在】</p>	再掲	

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【全学評価における主担当】 副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>※研究環境の整備等、特色ある研究環境の構築により優れた研究成果が継続的に得られている場合は、その内容について確認する。</p>	<p>・資料4-1-7-02_湾岸生物教育研究所提供生物の活用例【R7.5.1現在】</p>		
<p>【分析項目4-1-8】 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に利用されていること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を、社会からの期待に対応して行う活動に利用していることを確認する。 ・社会からの期待に対応して、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が効果的に利用されていることを確認する。</p>	<p>・社会からの期待に対応して行う活動一覧（別紙様式4-1-8）【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料4-1-8_社会からの期待に対して行う活動一覧（別紙様式4-1-8）【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料4-1-8-01_お茶の水女子大学こども園の開設について【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料4-1-6-03_図書館利用案内【R7.5.1現在】</p>	再掲	
	<p>・資料4-1-8-02_社会人向けお茶大女性ビジネスリーダー育成塾「微音塾」について【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料4-1-8-03_お茶の水女子大学歴史資料館について【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料4-1-8-04_お茶の水女子大学 心理臨床相談センターについて（大学ウェブサイト）【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料4-1-8-05_公開講座・セミナー（大学ウェブサイト）【R7.5.1現在】</p>		
	<p>・資料4-1-8-06_お茶の水女子大学理系女性育成啓発研究所年次報告【R7.5.1現在】</p>		
<p>・資料4-1-7-03_教育関係共同利用拠点「湾岸生物教育研究所」の活動実績【R7.5.1現在】</p>	再掲		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学務課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください)			
■基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学生・キャリア支援課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・健康に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 ・就職等進路に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 ・各種ハラスメントに関する防止のための措置（規定及び実施内容）・相談の体制の整備及び相談実績を確認する。 ・各種相談・助言体制については、組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できる資料・データを用いて整備状況を確認する。</p>	<p>・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）【評価実施前年度（R6年度）】</p>		
	<p>・資料4-2-1_相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）【R6年度時点】</p>		
	<p>・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料【評価実施前年度（R6年度）】</p>		
	<p>・資料4-2-1-01_学生相談（キャンパスガイド2025 p.38-44抜粋）</p>		
	<p>・資料4-2-1-02_大学院生相談窓口（大学ウェブサイト）【R6年度時点】</p>		
	<p>・資料2-1-3-07_国立大学法人お茶の水女子大学学生・キャリア支援センター規則（第3条、第12条）【R6年度時点】</p>	再掲	
	<p>・資料4-2-1-03_国立大学法人お茶の水女子大学学生相談室内規【R6年度時点】</p>		
	<p>・資料2-1-3-08_国立大学法人お茶の水女子大学国際教育センター規則（第3条第6号）【R6年度時点】</p>	再掲	
	<p>・資料4-2-1-04_国立大学法人お茶の水女子大学保健管理センター規則（第3条第4号）【R6年度時点】</p>		
	<p>・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）【評価実施前年度（R6年度）】</p>		
	<p>・資料4-2-1-05_国立大学法人お茶の水女子大学人権憲章【R6年度時点】</p>		
	<p>・資料4-2-1-06_国立大学法人お茶の水女子大学ハラスメント等人権侵害防止ガイドライン【R6年度時点】</p>		
<p>・資料4-2-1-07_国立大学法人お茶の水女子大学ハラスメント等人権委員会規則【R6年度時点】</p>			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学生・キャリア支援課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考	
	・資料4-2-1-08_国立大学法人お茶の水女子大学ハラスメント等人権侵害相談員規程【R6年度時点】			
	・資料4-2-1-09_国立大学法人お茶の水女子大学ハラスメント等人権侵害相談室規程【R6年度時点】			
	・資料4-2-1-10_ハラスメント等人権侵害相談室(大学ウェブサイト)【R6年度時点】			
	・資料4-2-1-11_ハラスメント相談ガイド(リーフレット)【R6年度時点】			
	・資料4-2-1-12_トランスジェンダー学生の受入れについて(大学ウェブサイト)【R6年度時点】			
	・資料4-2-1-13_トランスジェンダー学生の受験上・修学上の配慮の事前相談について(学部)(大学ウェブサイト)【R6年度時点】			
	・資料4-2-1-14_トランスジェンダー学生受入れに関する対応ガイドライン【R6年度時点】			
	・資料4-2-1-15_国立大学法人お茶の水女子大学トランスジェンダー学生受入れに関する規則【R6年度時点】			
	・生活支援制度の学生への周知方法(刊行物、プリント、掲示等)が確認できる資料【評価実施前年度(R6年度)】			
	・資料4-2-1-16_在学生ページ及び各種相談室(大学ウェブサイト)【R6年度時点】			
	・資料4-2-1-17_学生生活(キャンパスガイド2024 p.13-25抜粋)			
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料【評価実施前年度(R6年度)】			
	・資料4-2-1-18_令和6年度学生相談室利用実績(非公表)			
	・資料4-2-1-19_令和6年度ハラスメント等人権侵害相談室利用実績(非公表)			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学生・キャリア支援課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	・資料4-2-1-20_令和6年度留学生相談室利用状況集計（非公表）		
	・資料4-2-1-21_休学・復学・退学の手続きについて（大学ウェブサイト）【R6年度時点】		
<p>【分析項目4-2-2】 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・課外活動の支援について、課外活動団体数、課外活動施設設備の整備、及び運営資金や備品貸与等の支援の状況を確認する。 ※大学が組織として支援すべき部活動等の範囲については、本学の判断による。ただし、あくまでも大学の組織的活動として分析することが必要。 ※課外活動団体等への支援実績を示す資料は、あくまでも大学の支援の実績であり、部等の活動実績そのものを評価するものではない。</p>	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）【評価実施前年度（R6年度）】		
	・資料4-2-2_課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）【R6年度時点】		
	・資料4-2-2-01_課外活動（キャンパスガイド2025 p.58-67抜粋）		
	・資料4-2-2-02_サークル活動（大学案内2024 p.106-107抜粋）		
	・資料4-2-2-03_ボランティア活動について（大学ウェブサイト）【R6年度時点】		
	・資料4-2-2-04_自治会活動（大学ウェブサイト）【R6年度時点】		
	・資料4-2-2-05_学内施設利用について・体育館の利用について・テニスコートの利用について（大学ウェブサイト）【R6年度時点】		
	・資料4-2-2-06_課外活動（歴史資料館のアシスタント活動等）（大学案内2024 p.108-109抜粋）		
	・資料4-2-2-07_課外活動支援基金ポスター【R6年度時点】		
	・資料4-2-2-08_学生・キャリア支援課貸出備品（大学ウェブサイト）【R6年度時点】		
<p>【分析項目4-2-3】 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・留学生に対する生活支援の内容及び実施体制について確認する。</p>	・留学生への生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-3）【少なくとも評価実施前年度（R6年度）の状況】		
	・資料4-2-3_留学生への生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-3）【R6年度時点】		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料【評価実施前年度（R6年度）】		

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学生・キャリア支援課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・海外から受け入れる学生に対する入学前の支援について確認する。 ・卒業（修了）後の留学生の状況を把握していることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4-2-3-01_留学生向け英語版サイト（大学ウェブサイト）【R6年度時点】 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4-2-3-02_留学生向け中国語版サイト（大学ウェブサイト）【R6年度時点】 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4-2-3-03_留学生教育（大学ウェブサイト）【R6年度時点】 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4-2-3-04_留学生日本語学習支援・交流室（大学ウェブサイト）【R6年度時点】 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4-2-3-05_文化教室（Japanese Culture Program）（大学ウェブサイト）【R6年度時点】 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4-2-3-06_留学生文化教室パンフレット（日本語版・英語版）【R6年度時点】 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4-2-3-07_外国人留学生対象就職ガイダンス【R6年度時点】 		
<p>【分析項目4-2-4】 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援の実施体制及び実施状況について、関係法令の趣旨を考慮して確認する。 ・対象となる学生が現在在籍していない場合でも、生活支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。 ※施設・設備のバリアフリー化への対応については、基準4-1において確認。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-4）【少なくとも評価実施前年度（R6年度）の状況】 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4-2-4_障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-4）【R6年度時点】 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等の規定類【R7.5.1現在】 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4-2-4-01_国立大学法人お茶の水女子大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領【R7.5.1現在】 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4-2-4-02_国立大学法人お茶の水女子大学障害学生支援に関する基本方針【R7.5.1現在】 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4-2-4-03_国立大学法人お茶の水女子大学障害学生支援委員会規則【R7.5.1現在】 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4-2-4-04_国立大学法人お茶の水女子大学障害者差別事案解決委員会規則【R7.5.1現在】 		

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学生・キャリア支援課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考	
<p>[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知及び利用実績について確認する。 ・入学金・授業料免除、奨学金（給付、貸与）、学生寄宿舍等、学生の経済面の援助が行われているかについて確認する。</p>	<p>・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）【評価実施前年度（R6年度）】</p>			
	<p>・資料4-2-5_経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）【R6年度時点】</p>			
	<p>・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料【評価実施前年度（R6年度）】</p>	<p>・資料4-2-5-01_奨学金制度（大学案内抜粋）【R6年度時点】</p>		
	<p>・資料4-2-5-02_奨学金及び本学独自の奨学金一覧（大学ウェブサイト）【R6年度時点】</p>	<p>・資料4-2-5-03_学生相談（経済的相談）（キャンパスガイド2025 p.45-51抜粋）【R6年度時点】</p>		
	<p>・資料4-2-5-04_お茶の水女子大学ポータルサイト（インフォメーション【奨学金】）【R6年度時点】</p>	<p>・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料【評価実施前年度（R6年度）】</p>		
	<p>・資料4-2-5-05_日本学生支援機構奨学金奨学生数（令和6年度）【R6年度時点】</p>	<p>・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料【評価実施前年度（R6年度）】</p>		
	<p>・資料4-2-5-01_奨学金制度（大学案内抜粋）【R6年度時点】</p>	<p>・資料4-2-5-02_奨学金及び本学独自の奨学金一覧（大学ウェブサイト）【R6年度時点】</p>	再掲	
	<p>・資料4-2-5-06_国立大学法人お茶の水女子大学予約型奨学金内規【R6年度時点】</p>	<p>・資料4-2-5-07_国立大学法人お茶の水女子大学予約型奨学金選考基準【R6年度時点】</p>	再掲	
	<p>・資料4-2-5-08_令和7年度お茶の水女子大学“みがかずば”奨学金</p>			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学生・キャリア支援課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	(予約型奨学金) 募集要項及びポスター【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-09_国立大学法人お茶の水女子大学学部生成績優秀者奨学金内規【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-10_国立大学法人お茶の水女子大学学部生成績優秀者奨学金選考基準【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-11_桜蔭会奨学金基金運用内規【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-12_国立大学法人お茶の水女子大学お茶大SCCレジデント・アシスタント奨学金内規【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-13_国立大学法人お茶の水女子大学桜蔭会研究奨励賞内規【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-14_国立大学法人お茶の水女子大学桜蔭会研究奨励賞選考基準【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-15_お茶の水女子大学桜蔭会研究奨励賞(予約型奨学金)募集要項【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-16_国立大学法人お茶の水女子大学大学院博士後期課程研究奨励賞内規【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-17_大学院予約型奨学金募集要項<文系分野><理系分野>令和7年度お茶の水女子大学大学院博士後期課程研究奨励賞【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-18_国立大学法人お茶の水女子大学高田弘子奨学金内規【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-19_大学院奨学金募集要項令和6年度お茶の水女子大学高田弘子奨学金【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-20_国立大学法人お茶の水女子大学創立120周年記念事業国際交流振興基金・桜蔭会国際交流奨励賞運営内規【R6年度時		

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学生・キャリア支援課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	点】		
	・資料4-2-5-21_国立大学法人お茶の水女子大学小澤美奈子奨学金内規【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-22_令和7年度国立大学法人お茶の水女子大学小澤美奈子奨学金募集要項【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-23_国立大学法人お茶の水女子大学海外留学特別奨学金内規【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-24_国立大学法人お茶の水女子大学海外留学支援奨学金内規【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-25_国立大学法人お茶の水女子大学富永ふみ教育基金運営内規【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-26_国立大学法人お茶の水女子大学育児支援奨学金内規【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-27_国立大学法人お茶の水女子大学宮島直美国際交流基金運営内規【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-28_国立大学法人お茶の水女子大学坂井満子育英奨学金内規【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-29_国立大学法人お茶の水女子大学奨学基金運営要項【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-30_湯浅年子記念特別研究員奨学基金及びポスター（大学ウェブサイト）【R6年度時点】		
	・資料4-2-5-31_本学独自の奨学金授与人数（大学概要2024 p.7抜粋）【R6年度時点】		
	・入学金、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料【評価実施前年度（R6年度）】		

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学生・キャリア支援課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考	
	・資料2-1-2-01_お茶の水女子大学学則（43条、44条、45条）【R6年度時点】	再掲		
	・資料2-1-2-02_お茶の水女子大学大学院学則（47条）【R6年度時点】	再掲		
	・資料4-2-5-32_国立大学法人お茶の水女子大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規則【R6年度時点】			
	・資料4-2-5-33_入学料及び授業料の免除・徴収猶予制度について（大学ウェブサイト）【R6年度時点】			
	・資料4-2-5-34_入学料及び授業料免除・徴収猶予制度利用実績（非公表）【R6年度時点】			
	・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料【評価実施前年度（R6年度）】			
	・資料4-2-5-35_学生生活【学生宿舎】（キャンパスガイド2024 p.13 抜粋）【R6年度時点】			
	・資料2-1-2-01_お茶の水女子大学学則（61条）【R6年度時点】	再掲		
	・資料4-2-5-36_国立大学法人お茶の水女子大学学生寮規程【R6年度時点】			
	・資料4-2-5-37_国立大学法人お茶の水女子大学音羽館仮入寮取扱内規【R6年度時点】			
	・資料4-2-5-38_国立大学法人お茶の水女子大学授業料その他の費用に関する規則【R6年度時点】			
	・資料4-2-5-39_音羽館（学生宿舎）の概要及び入寮申請要項【R6年度時点】			
	・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料【評価実施前年度（R6年度）】			
	・資料4-2-5-40_学貸付金（大学ウェブサイト）【R6年度時点】			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、学生・キャリア支援課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	・資料4-2-5-41_学資貸付金利用実績（非公表）【R6年度時点】		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。[\(主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください\)](#)

■基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

分析項目4-2-5について、本学は独自奨学金として多様な奨学金制度を設けており、予約型奨学金、給付型奨学金制度も複数設置することにより、学生が学習に専念できる環境を充実させている。

【改善を要する事項】

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、入試課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
<p>[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること</p> <p>【評価手順】 <全学> ・入試に関する研究委員会等、検証するための組織や具体的な取組等（改善のための情報収集等の取組を含む。）の状況を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料【少なくとも評価実施前年度（R6年度）の状況】 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2-1-3-10_国立大学法人お茶の水女子大学入学試験実施委員会規則【R6年度時点】 	再掲	
	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2-1-3-11_国立大学法人お茶の水女子大学学部入試実施部会規程【R6年度時点】 	再掲	
	<ul style="list-style-type: none"> ・資料5-2-2-01_令和7年度入学試験実施状況の検証・報告について（入試実施部会記録）（非公表）【R6年度時点】 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・資料5-2-2-02_令和7年度入試結果実施状況の検証・報告について（教育研究評議会記録）（非公表）【R6年度時点】 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2-2-4-10_新入生アンケート結果報告（令和6年度）（非公表）【R6年度時点】 	再掲	
	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2-2-4-11_プレゼミナール アンケート結果報告（令和7年度入試）（非公表）【R6年度時点】 	再掲	
	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2-2-4-12_図書館入試アンケート結果報告（令和7年度入試）（非公表）【R6年度時点】 	再掲	
	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等【少なくとも評価実施前年度（R6年度）の状況】 		
<ul style="list-style-type: none"> ・資料5-2-2-03_令和7年度入学者選抜に関する変更の予告について（令和5年度学部入試実施部会記録（第2回～第5回））（非公表）【R6年度時点】 			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、入試課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
	・資料5-2-1-27_令和7年度入学者選抜に関する変更の予告について (大学ウェブサイト)【R6年度時点】		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
[分析項目5-2-A]・本学が総合型選抜として実施する「新フンボルト入試」は、受験することで「何かをえられる」入試として実施しており（資料5-2-A-01_お茶の水女子大学総合型選抜 令和7年度新フンボルト入試情報）、本入試を受験した受験生からの評価も高く、総合型選抜の受験生が一般選抜を受験する事例（再チャレンジ率）も多く見られている（資料5-2-A-02_平成28年～令和6年の新フンボルト入試（総合型選抜）受験者の再チャレンジ率（非公表））。	・資料5-2-A-01_お茶の水女子大学総合型選抜 令和7年度新フンボルト入試情報【R6年度時点】		
	・資料5-2-A-02_平成28年～令和6年の新フンボルト入試（総合型選抜）受験者の再チャレンジ率（非公表）【R6年度時点】		
	・資料2-2-4-10_新入生アンケート結果報告（令和7年度）（非公表）【R6年度時点】	再掲	
	・資料2-2-4-11_プレゼミナール アンケート結果報告（令和7年度入試）（非公表）【R6年度時点】	再掲	
	・資料2-2-4-12_図書館入試アンケート結果報告（令和7年度入試）（非公表）【R6年度時点】	再掲	

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。[\(主担当副学長及び担当課/各部局においてご判断ください\)](#)

■基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

分析項目5-2-A、本学独自の総合型選抜（A0入試）「新フンボルト入試」は、学生の「伸びしろ」に着目した試験として2016年度から開始した。新フンボルト入試を受験した学生が、本学の一般選抜を受験する「再チャレンジ率」も高く、文系の第2次選考「図書館入試」受験生へのアンケート結果（令和7年度入学）では、受験生全員が本入試を受験したことが今後の勉学にとっ

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【全学評価における主担当】副学長（教育改革・入試改革担当）、入試課

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ 【対象期間・年度】	再掲	備考
て有益であったと回答しており（とても有益：87%、ある程度有益：13%）、「挑戦することで何かを得ることができる入試」としての役割を果たしている。			
【改善を要する事項】			